

2. 労働安全衛生規則

(事故報告)

第九十六条 事業者は、次の場合は、遅滞なく、様式第二十二号による報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

- 一 事業場又はその附属建設物内で、次の事故が発生したとき
- イ 火災又は爆発の事故（次号の事故を除く。）
- ロ 遠心機械、研削といしその他高速回転体の破裂の事故
- ハ 機械集材装置、巻上げ機又は索道の鎖又は索の切断の事故
- ニ 建設物、附属建設物又は機械集材装置、煙突、高架そう等の倒壊の事故